

府政共生第347号
26文科初第1462号
雇児発0331第19号
平成27年3月31日

各都道府県知事
各都道府県教育委員会
各指定都市・中核市市長
各指定都市・中核市教育委員会
殿

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）

武川光夫

(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局長

小松親次郎

(印影印刷)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

安藤よし子

(印影印刷)

子ども・子育て支援法施行令等の一部を改正する政令及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令の公布について（通知）

このたび、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）及び子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 24 年法律第 67 号）の施行に伴い、並びに関係法律の規定に基づき、子ども・子育て支援法施行令（平成 26 年政令第 213 号）等の一部が改正され、公布されました。また、改正された支援法施行令の規定に基づき、子ども・子育て支援法施行規則（平成 26 年内閣府令第 44 号）の一部が改正され、公布されました。条文等の関係資料は、内閣府の子ども・子育て支援新制度ホームページに掲載しておりますので、御参照ください。

子ども・子育て支援法施行令及び子ども・子育て支援法施行規則並びに児童手当法施行令（昭和 46 年法律第 73 号）の内容は下記のとおりですので、各都道府県知事及び各指定都市・中核市市長におかれては、十分御了知の上、貴管内の関係者に対して遅滞なく周知し、教育委員会等の関係部局と連携の上、その運用に遺漏のないよう配意願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

第一 用語の意義

- 1 法 子ども・子育て支援法
- 2 令 子ども・子育て支援法施行令（子ども・子育て支援法施行令等の一部を改正する政令（平成 27 年政令第 166 号）による改正後のもの）
- 3 規則 子ども・子育て支援法施行規則（子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成 27 年内閣府令第 26 号）による改正後のもの）
- 4 整備法 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律
- 5 支給認定子ども 法第 20 条第 4 項に規定する支給認定を受けた子ども
- 6 教育認定子ども 法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども（1号認定子ども）
- 7 満 3 歳以上保育認定子ども 法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども（2号認定子ども）
- 8 特定満 3 歳以上保育認定子ども 満 3 歳以上保育認定子どものうち、満 3 歳に達する日以後最初の 3 月 31 日までの間にあるもの
- 9 満 3 歳未満保育認定子ども 法第 19 条第 1 項第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども（3号認定子ども）

- 10 負担額算定基準子ども 利用者負担の多子軽減措置の判断の対象となる子ども（幼稚園、特別支援学校の幼稚部、保育所、情緒障害児短期治療施設若しくは認定こども園に通い、在学し、若しくは在籍する小学校就学前子ども、特例保育を受ける小学校就学前子ども、家庭的保育事業等による保育を受ける小学校就学前子ども、児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を受ける小学校就学前子ども又は小学校第1学年から第3学年までに在学する子ども）

なお、「小学校第1学年から第3学年までに在学する子ども」には、特別支援学校及び情緒障害児短期治療施設のこれらに対応する学年に在学する子どもを含む。

- 11 負担額算定基準小学校就学前子ども 負担額算定基準子どものうち、小学校就学前子どもであるもの
- 12 最年長負担額算定基準小学校就学前子ども 負担額算定基準小学校就学前子どものうち最年長であるもの

第二 令及び規則関係

1. 利用者負担の上限額について（令第4条から第7条まで及び第9条から第13条まで関係）

特定教育・保育を受けた場合の利用者負担の上限額（令第4条）、緊急その他やむを得ない理由により特定教育・保育を受けた場合の利用者負担の上限額（令第5条）、特別利用保育を受けた場合の利用者負担の上限額（令第6条）、特別利用教育を受けた場合の利用者負担の上限額（令第7条）、特定地域型保育を受けた場合の利用者負担の上限額（令第9条）、緊急その他やむを得ない理由により特定地域型保育を受けた場合の利用者負担の上限額（令第10条）、特別利用地域型保育を受けた場合の利用者負担の上限額（令第11条）、特定利用地域型保育を受けた場合の利用者負担の上限額（令第12条）及び特例保育を受けた場合の利用者負担の上限額（令第13条）を定める。

(1) 教育認定子どもに係る利用者負担の上限額

階層区分	利用者負担
①生活保護世帯	0円
②市町村民税非課税世帯（所得割非課税世帯含む）	3,000円
③市町村民税所得割課税額 77,101円未満	16,100円
④市町村民税所得割課税額 211,201円未満	20,500円
⑤市町村民税所得割課税額 211,201円以上	25,700円

(2) 満3歳以上保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。）
に係る利用者負担の上限額（※特別利用教育を受けた満3歳以上保育認定
子どもについては、教育認定子どもと同様の利用者負担の上限額の区分と
する。）

階層区分	利用者負担	
	保育標準時間	保育短時間
①生活保護世帯	0円	0円
②市町村民税非課税世帯	6,000円	6,000円
③所得割課税額 48,600円未満	16,500円	16,300円
④所得割課税額 97,000円未満	27,000円	26,600円
⑤所得割課税額 169,000円未満	41,500円	40,900円
⑥所得割課税額 301,000円未満	58,000円	57,100円
⑦所得割課税額 397,000円未満	77,000円	75,800円
⑧所得割課税額 397,000円以上	101,000円	99,400円

(3) 満3歳未満保育認定子ども及び特定満3歳以上保育認定こどもに係る利用者負担の上限額

階層区分	利用者負担	
	保育標準時間	保育短時間
①生活保護世帯	0円	0円
②市町村民税非課税世帯	9,000円	9,000円
③所得割課税額 48,600円未満	19,500円	19,300円
④所得割課税額 97,000円未満	30,000円	29,600円
⑤所得割課税額 169,000円未満	44,500円	43,900円
⑥所得割課税額 301,000円未満	61,000円	60,100円
⑦所得割課税額 397,000円未満	80,000円	78,800円
⑧所得割課税額 397,000円以上	104,000円	102,400円

※ 令第4条から第7条まで、第9条から第13条まで及び附則第12条から第16条までに規定する「標準的な費用の額として内閣総理大臣が定める基準により算定した額」（特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年内閣府告示第49号）第17条に規定する額。以下「給付単価限度額」という。）は、特定教育・保育等に係る一月当たりの標準的な費用の額として、公定価格を上限として算出されるものであり、特定教育・保育施設の所在する地域や公定価格における各加算の取得状況により額は異なる。

給付単価限度額を超えて利用者負担額を徴収することはできないため、市町村は、特定教育・保育施設等に対して給付単価限度額をあらかじめ周知し、利用者負担額の過徴収が起らないよう留意すること。

※ 所得割課税額等の算定に当たっては、基本的には支給認定保護者及びその配偶者それぞれの課税額の合計で判定を行うこととするが、当該者以外の者（祖父母等）が家計の主宰者と判断される場合には、その者の課税額も含め判定を行うこととする。

- ※ 利用者負担の切り替え時期は、施設・事業者の事務負担や保護者への周知に要する期間等を考慮して9月とする（8月以前は前年度分、9月以降は当年度分の市町村民税額により決定する）。
- ※ 所得割課税額の算定に当たっては、住宅借入金等特別税額控除等の税額控除について、反映しない形で取り扱うこととする。
- ※ 市町村民税所得割が非課税であるが均等割が課税されている世帯は、教育認定子どもに係る階層区分の第2階層には含まれるが、保育認定子どもに係る階層区分の第2階層には含まれないこと。
- ※ 各支給認定子どもに係る利用者負担の上限額について、それぞれ第2階層又は第3階層に該当する支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が、要保護者等その他規則で定めるものに該当する場合には、利用者負担の上限額が減額される。（令第4条第4項、第5条第4項、第6条第2項、第7条第2項、第9条第2項、第10条第2項、第11条第2項、第12条第3項及び第13条第4項）
 - この場合、規則で定めるものは以下のとおり（規則第22条）。
 - ・母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの（ただし、支給認定保護者と同一の世帯に属する者がこれに該当する場合を除く。）
 - ・身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）
 - ・療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）の規定により療育手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）
 - ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）
 - ・特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児童（在宅の者に限る。）
 - ・国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な者（在宅の者に限る。）
 - ・その他市町村の長が生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者
- ※ 月途中において、特定教育・保育等の利用を開始又は終了した場合若しく

は利用する特定教育・保育施設等を変更した場合の利用者負担額は、日割りにより算定すること。また、月途中で認定区分が変更された場合（同一の特定教育・保育施設等を利用する場合に限る）については、変更日の属する月の翌月（月初日に変更となった場合はその月）から利用者負担額を変更すること。

※ 利用者負担の階層区分の判定について、年少扶養控除等の廃止に係る影響については再計算しない取扱いを原則とする。

ただし、平成26年度から引き続き施設を利用する各認定子どもが属する世帯については、平成26年度に判定された階層区分から不利益な変更が生じることのないよう、市町村の判断により、年少扶養控除廃止による調整方法を行うことにより経過措置を講じることも可能とする。この場合、経過措置により判定された階層区分に基づく利用者負担の上限額を、当該支給認定保護者の利用者負担の上限額とし、給付額は、経過措置適用後の利用者負担の上限額により精算する。

※ 私立保育所は市町村と支給認定保護者の間の契約であるため、利用者負担の徴収は市町村が行うが、これに対して私立保育所を除く特定教育・保育施設は、市町村が支給認定保護者の所得階層を決定し、当該支給認定保護者及び当該支給認定保護者が利用する特定教育・保育施設へこれを周知し、当該支給認定保護者が利用する特定教育・保育施設が支給認定保護者から利用者負担の徴収を行うこととなる。

なお、利用者負担額については、毎年、市町村が市町村民税額等を確認の上、その階層区分ごとに定めることとなるため、支給認定証とは別途、利用者負担額に関する事項を通知する取扱いとされたい。

※ 具体的な利用者負担額は、支援法施行令で定める額を限度として、支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定めるものであるため、市町村の判断により、支援法施行令で定める額より軽減することが可能であるが、その際、軽減の程度等について、異なる認定区分、特定教育・保育施設等の区分、公立施設と私立施設との間のバランスや現行の負担額等に留意のうえで設定するとともに、市町村が財源を負担することにより利用者負担額を軽減することに鑑み、市町村が支給認定保護者を始めとする住民に対して説明責任を果たすよう配慮すること。

※ 市町村が定める利用者負担額よりも低い保育料を現在設定している私立幼稚園（認定こども園を含む。）については、一定の要件の下で、引き続き

当該低い保育料を徴収することができる経過措置を講ずることができること。なお、施行後5年経過時点で、経過措置の存続を含め、検討することとしている。

2. 利用者負担の上限額に関する多子軽減の特例（令第14条関係）

負担額算定基準子どもが世帯に2人以上いる場合に、利用者負担の上限額を減額する。

- (1) 以下の支給認定子どもについては、利用者負担の上限額が半額になる。
 - ・ 小学校1～3年生の兄又は姉が1人いる場合の、負担額算定基準子どものうち最年長者である教育認定子ども（令第14条第1号イ）
 - ・ 小学校1～3年生の兄又は姉が1人以上いる場合の、小学校就学前子どものうち第2子である保育認定を受けた子ども（第14条第1号ロ）
 - ・ 全ての負担額算定基準子どもが小学校就学前子どもの場合における負担額算定基準子どものうち第2子である支給認定子ども（第14条第1号ハ）
- (2) 以下の支給認定子どもについては、利用者負担の上限額は零になる。
 - ・ 小学校1～3年生の兄又は姉が2人以上いる場合の、小学校就学前負担額算定基準子どものうち最年長者又は第2子である教育認定子ども（第14条第2号イ及びロ）
 - ・ 第3子以降の支給認定子ども（第14条第2号ハ）

3. 施設型給付費等負担対象額に係る都道府県及び国の負担について（令第23条関係）

都道府県及び国は施設型給付費等負担対象額について、毎年度、それぞれ4分の1、2分の1を負担する（第23条第1項及び第2項）。

なお、教育認定子どもに係る施設型給付費の財源構成は、国及び都道府県の負担金を伴う「全国統一費用部分」と国の負担金を伴わない「地方単独費用部分」のいわゆる二階建て構造となっている。詳細については、8. で後述する。

施設型給付費等負担対象額は、支給認定子どもに係る支給認定保護者ごとに公定価格から政令で定める利用者負担の上限額を控除して得た額を合算した額とする。

なお、その他の特例施設型給付費等についても、支給認定保護者ごとに、公定価格から政令で定める利用者負担の上限額を控除して得た額を合算するという仕組みは同様である。

4. 施設型給付費等負担対象額の特例について（令第24条関係）

施設型給付費等負担対象額の算定の特例について定める。

市町村が、災害その他内閣府令で定める特別の事由があることにより、特定教育・保育等に要する費用を負担することが困難であると認めた支給認定保護者が受ける施設型給付費等の額は、公定価格から支援法施行規則で定めるところにより市町村が定める額を控除した額となる。

この場合における支援法施行規則で定めるところにより市町村が定める額は、特別の事由の種類により、以下2通りに分類される。

- (1) 特別の事由が、「支給認定保護者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその財産について著しい損害を受けたこと」又は「支給認定保護者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと」に該当する場合

この場合、市町村は、世帯の状況その他の事情を勘案して適当と認める額を定めることができる（ただし、政令で定める利用者負担の上限額以下かつ特別の事由があることを理由として定めた利用者負担額以上の額に限る。）。（令第24条第1項、規則第56条第1号及び第2号、規則第57条第1項）

- (2) 特別の事由が、「支給認定保護者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと」又は、「支給認定保護者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと」に該当する場合

この場合、市町村は、支給認定子どもの認定区分に応じ、支援法施行規則に列挙される金額から選択することができる（ただし、政令で定める利用者負担の上限額以下かつ特別の事由があることを理由として定めた利用者負担額以上の額に限る。）。（令第24条第1項、規則第56条第3号及び第4号、規則第57条第2項）

なお、この場合において選択できる金額は、令第14条と同様、多子軽減規定により更に減額される。（規則第57条第3項）

5. 地域子ども・子育て支援事業に係る都道府県及び国の交付金について（令第25条関係）

都道府県及び国は、法第67条第2項及び第68条第2項の規定により、市町村が行う地域子ども・子育て支援事業に要する費用の額から、その年度におけるその費用のための寄付金その他収入の額を控除した額と内閣総理大

臣が定める基準によって算定した額とを比較し、低い方の額につき、内閣総理大臣が定める基準によって算定した額を交付する（令第25条）。

6. 拠出金を徴収する団体及び拠出金率等について（令第26条から第41条）

法第69条第1号の政令で定める拠出金を徴収する団体について、特定地方独立行政法人等を定める。なお、法第70条第2項の政令で定める拠出金率は1,000分の1.5とする。その他、児童手当拠出金に係る所要の規定を整備したこと。

7. 委託費の支払に係る施設型給付費等負担対象額の算定について（令附則第7条）

委託費の支払に関して、支援法施行令第23条第3項に規定される施設型給付費等負担対象額について必要な読み替えを定める。

8. 教育認定子どもに係る施設型給付費等の支給の基準及び費用の負担等に関する経過措置について（令附則第12条から附則第18条まで）

教育認定子どもに係る施設型給付費の額については、支援法附則第9条にあるとおり、新制度施行前の私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）による私立幼稚園に対する経常的経費に充てるための補助金（私学助成）及び私立幼稚園に係る保護者の負担金軽減に係る補助金（幼稚園就園奨励費補助金）の国庫補助総額等の事情を勘案し、「全国统一費用部分」と「地方単独費用部分」の二階建て構造となっている。

教育認定子どもについての国が定めるいわゆる「公定価格」は、地方単独費用部分も含め、特定教育・保育に通常要する費用の額としての標準価格であり、地方単独費用の分の額を市町村が定めることとなっている。

また、教育認定子どもの施設型給付費に係る負担金及び補助金の財源構成は、

- ・ 全国统一費用部分は公定価格に対する一定割合により定まり、
- ・ 全国统一費用部分以外の費用が地方単独費用部分となる。
- ・ 地方単独費用部分の都道府県の補助割合は2分の1以内とする。（令附則第18条）

なお、平成27年度における全国统一費用部分の公定価格に対する割合は72.5%とし、量拡充・質改善に要する経費については、国庫負担対象経費と整理しているため、この割合は毎年度の予算編成において変更があり得ることに留意が必要。

政令においては、法附則第9条の規定に基づき、教育認定子どもの利用者負担の上限額について定める。利用者負担の上限額については、令第4

条等に規定される利用者負担の上限額と同様である。(令附則第 12 条から附則第 16 条まで)

なお、利用者負担の上限額については、令第 14 条と同様、多子の場合の軽減措置が定められる。(令附則第 17 条)

教育認定子どもに関して、施設型給付費等負担対象額の算定について必要な読み替えを定める。(附則第 18 条)

9. 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令の一部改正 (改正附則第 3 項)

令第 4 条から第 7 条まで及び第 9 条から第 13 条までの規定の適用については、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成 6 年法律第 30 号) の支援給付を必要とする者を要保護者と、支援給付を受けている者を被保護者とみなす。

第三 児童手当法施行令関係

1. 法に拠出金に係る規定を設けたことに伴い、児童手当法 (昭和 46 年法律第 73 号) から拠出金に係る規定を削除したため、同様に、児童手当法施行令の拠出金に係る規定を削除したこと。(改正前の児童手当法施行令第 6 条から第 9 条まで)
2. 整備法による改正後の児童手当法第 22 条の規定に基づき、児童手当から特別徴収することができる保育料につき、児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号) 第 24 条第 5 項若しくは第 6 項の措置、支援法第 27 条第 1 項に規定する特定教育・保育、同法第 28 条第 1 項第 2 号に規定する特別利用保育又は同法第 29 条第 1 項に規定する特定地域型保育が創設されたことに伴う所要の改正を行ったこと。(改正後の児童手当法施行令第 6 条)
3. その他所要の規定の整備を行ったこと。(改正後の児童手当法施行令第 7 条から第 12 条まで)

第四 施行期日

支援法の施行の日 (平成 27 年 4 月 1 日) から施行することとしたこと。

[参考]

- ・内閣府 子ども・子育て支援新制度ホームページ

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/index.html>

- ・「Q&A集 自治体向けFAQ（よくある質問）」

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/administer/qa/index.html>

本件担当：内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室

TEL：03-5253-2111（代表）内線 38339

FAX：03-3581-2521